

家畜衛生だより




令和4年4月第11号(豚)
東部・北部家畜防疫獣医師会
(公社)千葉県畜産協会
東部家畜保健衛生所
TEL: 0475(52)4101
FAX: 0475(52)3335
<http://www.pref.chiba.lg.jp/kh-toubu/index.html>

飼料価格高騰により影響を受けた畜産業者の皆様へ



飼料価格の高騰により影響を受けた畜産関係業者の皆様の経営維持・安定化に向け、令和4年4月28日の閣議において、**融資制度の拡充**が決定しました。

- 1 日本政策金融公庫資金や農業近代化資金等の融資について、貸付当初5年間の**実質無利子化**が措置されました。
 - 2 日本政策金融公庫から**実質無担保・無保証人**による融資を受けられるよう措置されました。
 - 3 農業近代化資金等の融資の際、農業信用基金協会等の債務保証の**実質無担保・無保証人**での引受け及び引受当初5年間の保証料免除が措置されました。
 - 4 農林漁業セーフティネット資金について、上記1(実質無利子化)及び2(実質無担保・無保証人による融資)に加え、貸付限度額の特例が設けられました。
 - ① 農林漁業セーフティネット資金の通常の貸付限度額
年間経営費等の6/12 又は 600万円
- 
- ② 農林漁業セーフティネット資金の特例による貸付限度額
年間経営費等の12/12 又は 1,200万円
- ※新型コロナの影響を受けた畜産事業者がさらに飼料高騰の影響を受けた場合は
年間経営費等の18/12 又は1,800万円

※資金の融資を受けるには、飼養衛生管理基準遵守状況確認書の提出が必要です。

お問合せ・ご相談は下記までご連絡下さい

- 日本政策金融公庫資金に関するご相談(農林漁業セーフティネット資金等)
日本政策金融公庫千葉支店 043-238-8501
- その他の制度資金(農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金等)
 - ・借入相談: お近くの金融機関にご相談ください。
 - ・制度についてのお問合せ: 千葉県農林水産部団体指導課 043-223-3074